平成２６年（フ）第７７１号
福岡県糸島市高田４丁目26番１号　３
破産者　黒田　真人
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８１４号
福岡市博多区吉塚１丁目５番１―203号
破産者　木崎　未佳
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４４号
福岡市博多区堅粕５丁目４番９―201号
破産者　水越　豊久
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８２６号
福岡県宗像市赤間６丁目４番22号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区若宮５丁目18番32―502号
破産者　菅原　敏彦
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５７号
札幌市中央区南14条西７丁目３番１―303号
破産者　藤田　久惠
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４４号
宮城県名取市増田３丁目10番28―105号　ファースト名取
破産者　渡邉　　勝
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
仙台市青葉区南吉成２丁目22番地の20　グリーンヒルズＣＨＩＤＡ―Ａ棟101、従前の住所仙台市青葉区中山６丁目20番５号　カーサベルデ中山Ｂ棟406
破産者　松林　　健
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
仙台市青葉区西花苑２丁目19番10号、従前の住所仙台市太白区長町８丁目５番５―205号
破産者　藤田　斉宏
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
仙台市青葉区宮町２丁目１番78―501号
破産者　有路　利明
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
栃木県小山市大字横倉新田314番地11
破産者　波多眞志子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第５３号
栃木県足利市利保町１丁目40番地26
破産者　武田由貴江
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２７号
埼玉県越谷市北越谷２丁目５番26号　ライオンズガーデンテラス北越谷501
破産者　藤井　亮一
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
埼玉県草加市吉町１丁目５番９号　スターハイツ105号
破産者　安藤　義明
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
埼玉県越谷市花田４丁目８番地５　メゾングロワール301
破産者　古橋　周子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
埼玉県草加市八幡町1287番地５　Ｐｏｒｔａｓｏｌｅ―101号、旧住所埼玉県越谷市花田４丁目20番地31
破産者　浦野　貞夫
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
埼玉県越谷市東越谷１丁目１番地27　第一中村ハイツ205号
破産者　荻野昭一郎
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
埼玉県三郷市上口１丁目98番地　ルミエールＣ102号室、旧住所埼玉県三郷市早稲田５丁目５番地１　ＬＭ三郷早稲田公園304号室
破産者　廣瀬　功一
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
相模原市南区西大沼２丁目14番16号　コーポラス西１―201号
破産者　齋藤　　正
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７号
山梨県都留市古川渡327番地１　長田アパート西２号
破産者　岡安　清盛
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係